

大阪市感染症診査協議会条例

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第24条第1項に規定する感染症の診査に関する協議会として、大阪市保健所に大阪市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

(1) 感染症部会 法第6条第1項に規定する感染症(結核を除く。)に関する事項

(2) 結核部会 結核に関する事項

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会の会議は、会長が招集する。

5 協議会はその定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

6 第4条第2項及び第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年5月28日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成12年4月1日条例第20号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市感染症診査協議会は、この条例による改正後の大阪市感染症診査協議会条例第1条に規定する大阪市感染症診査協議会とみなす。

附 則(平成19年2月19日条例第3号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 大阪市結核診査協議会条例(昭和26年大阪市条例第53号)は、廃止する。

附 則(平成22年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。